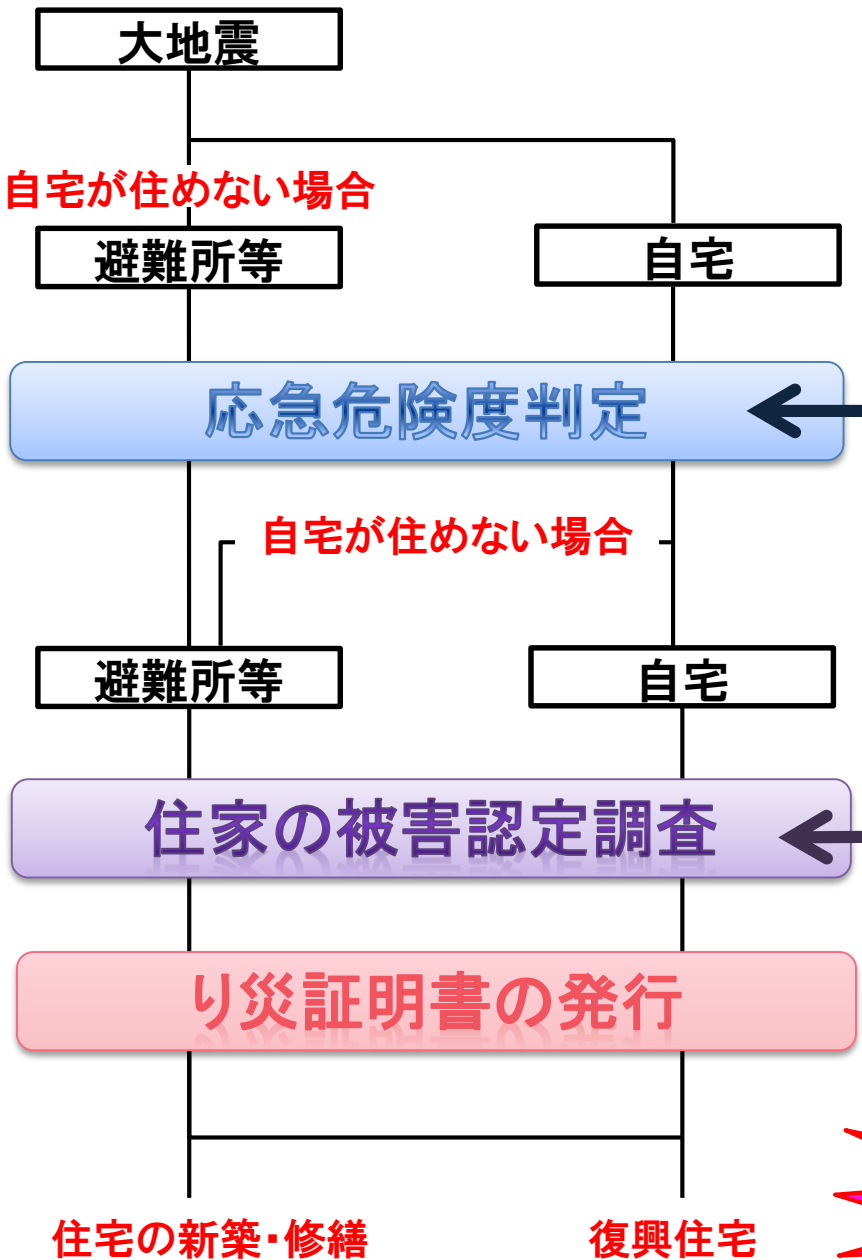


震災後の生活を 立て直すための 生活再建の道のり

自宅が壊れたときは!?
税金の支払いはどうなるの!
家族が亡くなったときは!?

大地震の後、自分の生活を早急に立て直すためには、各種支援や助成を受ける方法や仕組みを理解する必要があります。

このフローでは、被害に沿って各種支援等の解説をします。



応急危険度判定とは？

余震等による二次被害を防ぐため、建物の倒壊の危険性や外壁、窓ガラスの落下等の危険性を応急的に調査するものです。被害の状況に応じて、下の調査表が張られます。



住家の被害認定調査とは？

り災証明書を発行するための調査。住家の被害を「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない」に区分します。

ここから生活再建の第一歩

り災証明書とは？ 何に使うの？？

災害対策基本法に基づき、住家被害の程度を区が証明するものです。

各種支援金や税金の減免、各種災害保険の払い出し等に必要になることがあります。

り災証明書の被害の判定はどう行われているの？

国の判定基準に沿って、専門家や区職員等の調査員が、公正に判定します。国で定められた「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない」の6区分で認定されます。

被害の程度については、以下の表のとおりです。

被害の程度	被害の割合	詳細
全壊	住家の損害割合 50%以上	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。
大規模半壊	住家の損害割合 40%以上50%未満	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失し、かつ構造耐力上主要な基礎、柱、壁などを含む大規模な補修を行わなければ建物の居住が困難なもの。
中規模半壊	住家の損害割合 30%以上40%未満	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失し、かつ居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ建物の居住が困難なもの。
半壊	住家の損害割合 20%以上30%未満	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。
準半壊	住家の損害割合 10%以上20%未満	住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもの。
準半壊に至らない (一部損壊)	住家の損害割合 10%未満	住家の被害程度が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊に至らない程度で補修を必要とするもの。

生活再建にかかわるり災証明書！

り災証明書は、以下の被災者生活再建支援金等を受けるために必要となります。

生活再建のためには、家・資金の生活基盤の立て直しをいかに早く行うかが、鍵となります。

被災者生活再建支援金

- 災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を給付します。
- 支給額は以下のとおりです。
(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。)

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
②解体	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

- 申請時には、り災証明書や住民票、預金通帳の写し、契約書等の写しなどの提出が必要となります。

り災証明書の発行の流れ

り災証明書は、以下の流れで発行されます。

住家の被害認定調査



調査員が被災した住家を調査し、建物に『調査済証』が貼られます。
なお、調査を開始するタイミングは災害の規模や状況により変わります。

り災証明書交付日の公表



調査終了後、り災証明書交付日及び場所をホームページ等に公表します。

り災証明書の受取



発行窓口は、区施設の被災状況や地域の被災規模によって変わります。